令和元年第7回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和元年7月11日(木)午後2時 我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 田 村 星 寿

3番 嶺 岸 勝 志

5番 大 井 栄 一

7番 成 島 誠

9番 宮久保 勝

2番 中 野 栄

4番 三 須 清 一

6番 大 炊 三枝子

8番 川 村 泉 治

10番 根 本 博

4. 出席農地利用最適化推進委員

川口浩

香 取 典 男

加賀文志

斎 藤 剛 廣

相馬英里

渡邊一郎

増 田 誠 治

長島 操

5. 出席事務局職員

局 長 増 田 浩四郎

次 長 大井一郎

庶務係長 富塚隆則

農地係長 鈴木光一

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する 専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する 専決処分について **三須清一会長** ただ今から令和元年第7回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立 しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

8番 川村泉治委員

9番 宮久保勝委員

よろしくお願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第1号から第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号は「農地法第3条の規定による許可申請について」で、4件です。

議案第2号は「農用地利用集積計画(案)の決定について」で、1件です。

議案第3号は「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」で、1 件です。

議案第4号は「相続性の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」で、3件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 の整理番号1番を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年7月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号1番の説明をいたします。議案資料は1ページからとなります。

申請地は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 地先の田一筆、面積は 2,400 m 2 です。所在地は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ の北西約 0.8 km です。位置図は議案資料の3 ページをご覧ください。

所有権の移転をするものです。農業経営規模を拡大するため農地を購入するもので、譲

受人は〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇〇〇の方です。 事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から調査結果の報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号整理番号1番について調査結果を報告します。譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は自作地、借受地を合わせて約 3.6 ヘクタールです。農作業従事日数は本人、父、母が年間 300 日、妻が年間 200 日です。農業施設、大型農業機械等を一通り所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件 も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全 員一致で許可相当との判断に至りました。

調査会からの報告は以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号1番の質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(举手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号整理番号2番を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年7月 11 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号2番の説明をいたします。議案資料は7ページからとなります。

申請地は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 地先の田一筆、面積は 1,139m²です。所在地は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ の北西約 1.35km です。位置図は議案資料の9ページをご覧ください。

所有権の移転をするものです。農業経営規模を拡大するため農地を購入するもので、譲受人は〇〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から調査結果の報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号整理番号2番について調査結果を報告します。譲受人、代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は自作地、借受地を合わせて約 5.04 ヘクタールです。 農作業従事日数は本人が年間 250 日です。農業施設、大型農業機械等を一通り所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件 も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全 員一致で許可相当との判断に至りました。

調査会からの報告は以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号2の質疑に入ります。ご意見がある委員は 挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号2番は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号整理番号3番を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年7月 11 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号3番の説明をいたします。議案資料は13ページからとなります。申請地は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 地先の畑 \bigcirc 年、面積は825m²です。所在地は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ の北側約

1.4km です。位置図は議案資料の 15 ページをご覧ください。

所有権の移転をするものです。農業経営規模を拡大するため農地を購入するもので、譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から調査結果の報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号整理番号3番について調査結果を報告します。譲受人の妻 と代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は自作地、借受地を合わせて約 1.2 ヘクタールです。農作業従事日数は本人が年間 100 日、父が年間 150 日です。農業施設、農業機械等を一通り所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件 も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全 員一致で許可相当との判断に至りました。

なお、当該地は耕作放棄地となっていることから譲受人へ再生して耕作できるか確認したところ、雑草についてはバロネスで刈り取り、樹木については代理人所有のユンボで伐根する計画であることを聞き取りました。

調査会からの報告は以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号3番の質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号3番は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号整理番号4番を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請

があったのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年7月 11 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号4番の説明をいたします。議案資料は19ページからとなります。

申請地は〇〇〇地先の登記地目・畑、現況地目・田の一筆、面積は 3,216m²です。所在地は〇〇〇〇〇の北側約 1.4kmです。位置図は議案資料の 21 ページをご覧ください。所有権の移転をするものです。農業経営規模を拡大するため農地を購入するもので、譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇〇〇一市の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から調査結果の報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号整理番号4番について調査結果を報告します。譲受人、代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は自作地、借受地を合わせて約 9.8 ヘクタールです。農作業従事日数は本人が年間 320 日、妻、父、子が年間それぞれ 180 日、もう一名の子が年間 160 日です。農業施設、大型農業機械等を一通り所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件 も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全 員一致で許可相当との判断に至りました。

調査会からの報告は以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号4番の質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号4番は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を審議します。

なお、○○○○委員が利用権設定者となっております。○○○○委員は農業委員会会議 規則第 14 条に基づき、議事参与の制限があります。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年7月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は 25 ページからとなります。賃借権を再設定する農地は〇〇〇〇〇字〇〇〇 地先の地目・田の一筆です。借受者は〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は全面積に対して〇万円で、期間は 10 年間です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から調査結果の報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第2号の借受者の経営面積は、借受地を含めて約8.25 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間250日です。農業施設、大型農業機械等を一通り揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。以上です。

三須清一会長 これより議案第2号に対する質疑に入ります。

○○委員は先ほど申しましたとおり議事参与の制限があります。 退室していただくこと に異議ございませんか。

(異議なし)

三須清一会長 異議なしと認めます。

(○○○○委員、退室)

三須清一会長 議案第2号に対してご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり決定することとしました。

○○委員の入室をお願いします。

(○○○○委員の入室を確認)

三須清一会長 続いて、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」。下記の とおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年7月11日、我孫子市 農業委員会会長、三須清一。

それでは説明いたします。議案資料は26ページからとなります。

生産緑地の指定を受けていた農地の主たる農業従事者が死亡したことから、生産緑地法第 10 条による生産緑地の買い取りの申し出を市へ申請するため従事者証明を求めるものです。

買い取り申し出を行う生産緑地は〇〇〇〇丁目〇番〇地先の畑一筆、面積は **749**m²です。〇〇〇〇から北に向かって一つ目の信号を東へ約 **200**m行ったところに位置しています。位置図は議案資料 **27**ページをご覧ください。この農地は市街化区域内にあります。事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から調査結果の報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第3号について調査結果を報告します。申出人、代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

農業の主たる従事者であった申出人の夫は平成 30 年8月 26 日に死亡し、その後は農地管理は申出人が行っていました。現地はいつでも耕作できる状況に管理されております。なお、申出人からの聞き取りにより、買い取り申し出事由が生じた者「○○○」は農業の主たる従事者として当該農地を耕作していたとのことです。

以上を基に第1調査会では農業の主たる従事者が以前から農地を適正に管理していたと 判断し、全員一致で農業の主たる従事者について証明相当と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」 を採決します。証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり証明することに決定いたしました。

続いて、議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」の 整理番号1番及び3番を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをお開きください。

議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」。下記のと おり柏税務署長より利用状況確認依頼があったのでこの会の意見を求めます。提出日令和 元年7月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

整理番号1番及び3番の議案資料は29ページ及び33ページとなります。

本件は相続税の納税猶予の適用を受けてから 20 年を迎えることから、この適用農地の利用状況について柏税務署より利用状況確認依頼があったものです。これを受けて地区担当委員または地区担当推進委員と事務局とで現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 それではそれぞれの地区担当の委員または推進委員から順次報告をお願いします。

まず初めに、第3地区、加賀文志推進委員から代表して報告をお願いします。

加賀文史推進委員 議案資料の29ページをご覧ください。

令和元年 6 月 14 日、増田推進委員及び事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている「〇〇字〇〇地先の田ほか 4 筆、合計面積 3,778 m²、議案資料 29 ページ」について現地確認を行いました。その結果、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 続いて、第4地区について嶺岸勝志委員から代表して報告をお願いします。

嶺岸勝志委員 議案資料の 33 ページをご覧ください。

令和元年 6 月 10 日、斎藤推進委員、長島推進委員及び事務局職員と納税猶予の適用を受けている「○○字○○地先の田ほか 5 筆、合計面積 1 万 5,012 m²、議案資料 33 ページ」について現地確認を行いました。その結果、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 以上で報告が終了しました。

これより議案第4号整理番号1番及び3番に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。原案どおり報告することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号整理番号1番及び3番は原案どおり報告することとしました。

続いて、議案第4号整理番号2番について審議します。

なお、○○○○委員が特例農地等の利用者となっております。○○○○委員は農業委員会会議規則第 14 条に基づき、議事参与の制限があります。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをお開きください。

議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」。下記のと おり柏税務所長より利用状況確認依頼があったのでこの会の意見を求めます。提出日、令 和元年7月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

整理番号2番の議案資料は30ページから32ページとなります。

本件は相続税の納税猶予の適用を受けてから 20 年を迎えることから、この適用農地の利用状況について柏税務署より利用状況確認依頼があったものです。これを受けて地区担

当委員または地区担当推進委員と事務局とで現地の状況を確認しました。 事務局からは以上です。

三須清一会長 それでは第3地区、増田誠治推進委員から代表して報告をお願いします。

増田誠治推進委員 議案資料の 30 ページをご覧ください。

令和元年 6 月 14 日、加賀推進委員及び事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている「 $\bigcirc\bigcirc$ 字 $\bigcirc\bigcirc$ 地先の田ほか 12 筆、合計面積 1 万 $8,067 \mathrm{m}^2$ 、議案資料 30 ページから 32 ページ」について現地確認を行いました。その結果、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 以上で報告が終了しました。これより議案第4号整理番号2番に対する 質疑に入ります。

○○○委員は先ほど申しましたとおり議事参与の制限があります。退出していただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

(○○○○委員、退室)

三須清一会長 議案第4号整理番号2番に対してご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。原案どおり報告することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号整理番号2番は原案どおり報告することとしました。

○○○委員には入室していただきます。

三須清一会長 中野調査会長には自席に戻っていただきます。ご苦労さまでした。 続いて、報告事項に移ります。 事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告します。報告は第1号から第2号までの2件です。

報告第1号は「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計2件受理しました。転用目的・事由はそれぞれ住宅です。

報告第2号は「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計6件受理しました。転用目的・事由は、整理番号2は住宅用地の拡張で、そのほかについては5件とも住宅です。

以上です。

三須清一会長 報告第 1 号から 2 号までで何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、我孫子市農業委員会令和元年第7回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議長

署名人

署名人